

2012年11月30日

消費者庁食品表示課 意見募集担当者 様

宮城県生活協同組合連合会  
会長理事 齋藤昭子  
仙台市青葉区柏木 1-2-45 フォレスト仙台 5F  
TEL : 022-276-5162  
E-mail : sn.m31660hk@todock.jp

### 新食品表示制度についての意見

私たち消費者が食品を購入するときに、選択基準において重要視するのが「食品表示」です。最近のように、小売店販売における加工食品の種類が多くなり、また加工食品の材料や生産工程が複雑になってくると、食品表示への消費者の関心は高まっています。

しかし、消費者ニーズに伴い食品の原材料がグローバル化し、製造方法が多様化しており、表示項目は増える傾向にあります。その結果、消費者にとっても、事業者にとっても食品表示は複雑で、分かりにくいものになってきました。

このため、食品表示の機能は「食品を安全に取り扱い、使用をするために必要な情報など、食品の安全確保に係る情報」が、消費者に対して理解しやすいものであることが重要になります。また、アレルギー等のある人にとって食品表示は命綱になっています。

このようなことを踏まえ、消費者のためとなる新たな食品表示法が策定されることを要望し以下の意見を述べます。

#### 1. 新たな食品表示法は、ただ単に、食品衛生法、JAS法、健康増進法の三法の食品表示に関する規制の一元化についてのみの策定に終わらないようにしてください。

2011年9月から2012年8月にかけて開催された、食品表示一元化検討会がまとめた新法の基本的な考え方の中に、「食品表示は、消費者の権利として位置付けられた消費者の安全の確保や消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保などを図る上で重要な役割を果たすものである。」という、2004年に公布された消費者の権利を定めた消費者基本法の考え方が位置づけられています。

しかし、新食品表示制度は、三法の食品表示に関する部分についての統合・一元化に留まっており、他の食品に起因する法律に関しては、まったく触れられていません。可能な限り、新たに制定される新食品表示法（仮称）に統合できないか検討すべきです。

また、新たな食品表示法には、消費者に、食品に対し、安全を求める権利、知る権利、選択の権利があり、また健康増進を求める権利があることを盛り込んでください。

#### 2. 新しい食品表示制度の在り方として、重要な情報が、確実に消費者に伝わるようにすることが基本です。「安全性に係る情報を消費者に確実に提供することを最優先」とし、このことを新たな食品表示法に明記してください。

報告書に示された改正の方向性についての考え方を見ますと、これまで義務表示とされてきたものを見直して、あたかも表示を簡素化することで、分かりやすくすることを

念頭に置いているかのようです。

しかし、これまで義務表示とされてきた事項は、いずれも、所管官庁が必要として定めてきたもので、特に削減対象にする必要はないと考えます。そして、「安全性に関わる情報を優先する」という考え方を新法に明記してください。消費者・国民の健康保護のためには、アレルギー表示・消費期限・保存方法などの安全性に係る情報が優先され、見やすく表示されることが重要だと考えます。

### 3. 加工食品の栄養表示を原則義務化とすることに賛成します。

消費者・国民の健康の維持・増進のためには、バランスの良い食生活が重要です。そのため、加工食品の栄養表示の原則義務化に賛成です。この表示を消費者がくらしに生かして行くことが大切です。活用方法について具体的な検討を行い、消費者の学習環境の整備に力をそそいでください。

### 4. 栄養表示以外の義務的表示事項については、今後十分に検討を行い慎重な対応をしてください。

現在の表示ルールが分かりにくい原因は、表示すべき事項についての例外規定が多数設けられていることにより、表示から真の食品の内容が読み取れなくなっている部分にあると考えます。食品表示は、その食品の原材料や、添加物、天然なのか養殖なのか、遺伝子組み換えであるのか否か、国産か外国産か、消費期限はいつか、製造者は誰か等を正確に表しておく必要があります。食品表示と内容が、違反であれ、偽装であれ、違っていることはあってはならないことです。

表示の信頼性を確保するためには、実行可能性や検証可能性の検討も必要です。

そのためにも、現行の義務表示を維持し、例外規定に関して整理して、より消費者の理解が進む内容のものにしていくために、今後十分に検討を行い慎重な対応をしてください。

### 5. 法案検討作業に関しては国民へわかりやすく説明を行う必要があると思われます。是正・執行・申し出制度に関しては熟考し、より良いものとなることを期待します。

現在、消費者庁における新食品表示法の法案検討作業の説明として法律レベルで定める事項と府令・告示レベルで定める事項とに分けて説明が行われており、新法制定に伴う表示基準（個別課題）の移行については府令および告示レベルで定める旨の説明が行われています。この間の説明には、一元化検討会において議論されていなかった是正・執行・申し出制度が盛り込まれていますが、これまで一元化検討会で議論されたことと、そこからあらたに提案したことなど、経緯や意味合いも含め国民へわかりやすく説明を行う必要があると思われます。

また、是正・執行・申し出制度は食品表示制度としてなくてはならない機能であると考えますが、早急に結論を出すことなく国民のための総合的かつ機能的な監視マネジメントとなるよう熟考し、より良いものとなることを期待します。

以上